

医療福祉・在宅看取りの推進について

【提案先】厚生労働省

1. 提案内容

訪問看護に関する診療報酬において、訪問看護ステーションの相互連携によるサービスの提供の評価

- 「機能強化型訪問看護ステーション」に関し、訪問看護ステーションの相互連携によるサービスの提供について、「連携型」として要件を拡大し診療報酬上の評価。
- 医療保険制度の算定において、一人の患者に対して、昼間と早朝・夜間等同一日に複数の訪問看護ステーションからのサービスの提供を、診療報酬上の算定が可能となる見直し。

2. 提案の理由

- 新たに策定した滋賀県基本構想や、平成24年度に改訂した「滋賀県保健医療計画」において、“地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進”を重点政策に位置づけ、県民が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるための仕組みづくりを推進。
- 本県では、小規模な訪問看護ステーションが大半を占め、マンパワー等の面から在宅療養者の24時間看護ニーズへの対応が困難な状況にあるため、モデル事業を実施し、圏域の訪問看護ステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問看護提供体制の整備を推進。
- 医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定期的なサービス提供の実現のためには、医療保険制度において、一日に一人の患者に対して複数のステーションからのサービス提供が診療報酬上算定可能となる要件改正が必要。

（本県の取組状況と課題）

○取組状況

(1) 医療・介護連携拠点機能整備事業（地域医療介護総合確保基金）

市町が行う医療・介護連携拠点機能の整備を支援

[平成 27 年度予算額]20,744 千円

(2) 在宅医療人材確保・育成事業(地域医療介護総合確保基金)

在宅医療に携わる医師の増加を目指したセミナー、多職種の交流を図る研究会の開催

[平成 26 年度実績]医師養成セミナー 24 名、地域リーダー研修 54 名

[平成 27 年度予算額]8,560 千円

(3) 基幹型訪問看護ステーション設置モデル事業（地域医療再生基金）

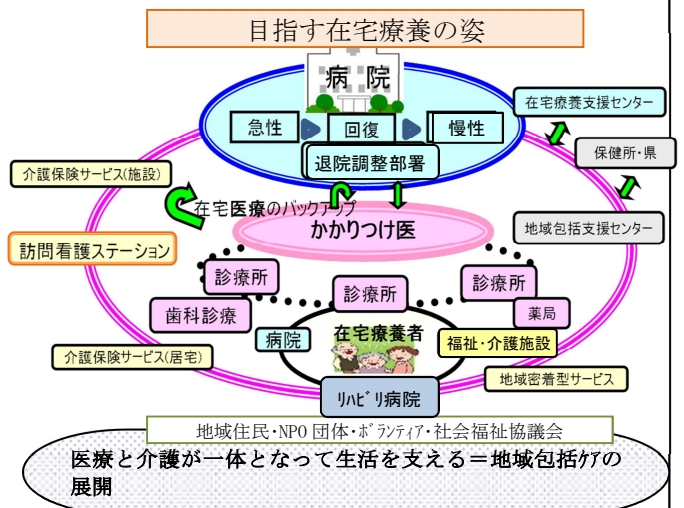
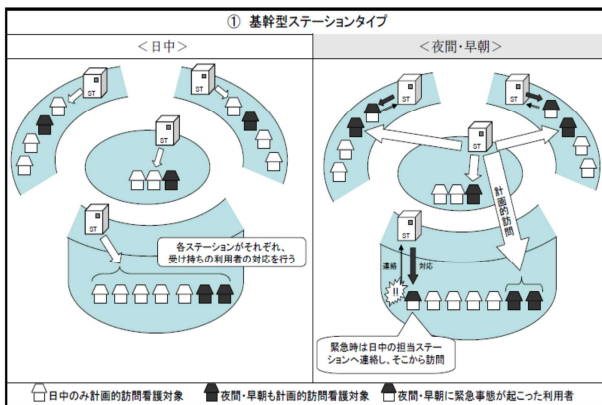
24 時間 365 日の定期的な訪問看護提供体制に取り組む県看護協会に対して補助

[平成 26 年度実績]東近江圏域で実施 [平成 27 年度予算額]10,000 千円

(4) (仮称)訪問看護支援センター設置・運営事業（地域医療介護総合確保基金）

県看護協会内に設置し、訪問看護師の人材確保と訪問看護ステーションの体制整備への支援 [平成 27 年度予算額]18,500 千円

<夜間・早朝の訪問看護のニーズを集約し、効率的に訪問するための連携体制モデル>



○課題

(1) 入院から在宅療養への円滑な移行の促進

病院における退院調整機能の充実や、病院や診療所など関係機関が患者の情報共有を図ることが必要。

(2) 在宅療養を支援する医療資源の整備・充実とネットワークの促進

在宅医療を担う診療所、訪問看護ステーションなどの増加とネットワークの促進を図ることが必要。

(3) 在宅医療を担う人材養成とスキルアップの仕組みの構築

多職種協働による在宅チーム医療を担う人材の養成・確保が必要。

(4) 本人が望む場所での療養や看取りが可能な体制の整備

県民に対してエンディングノートの活用など在宅看取りについての意識啓発が必要。

(5) 在宅療養を支援する拠点の整備

地域が抱える課題の共有と解決に向けた医療福祉関係者による意見交換の場など、在宅療養を支援する機能を持つ拠点の整備が必要。